

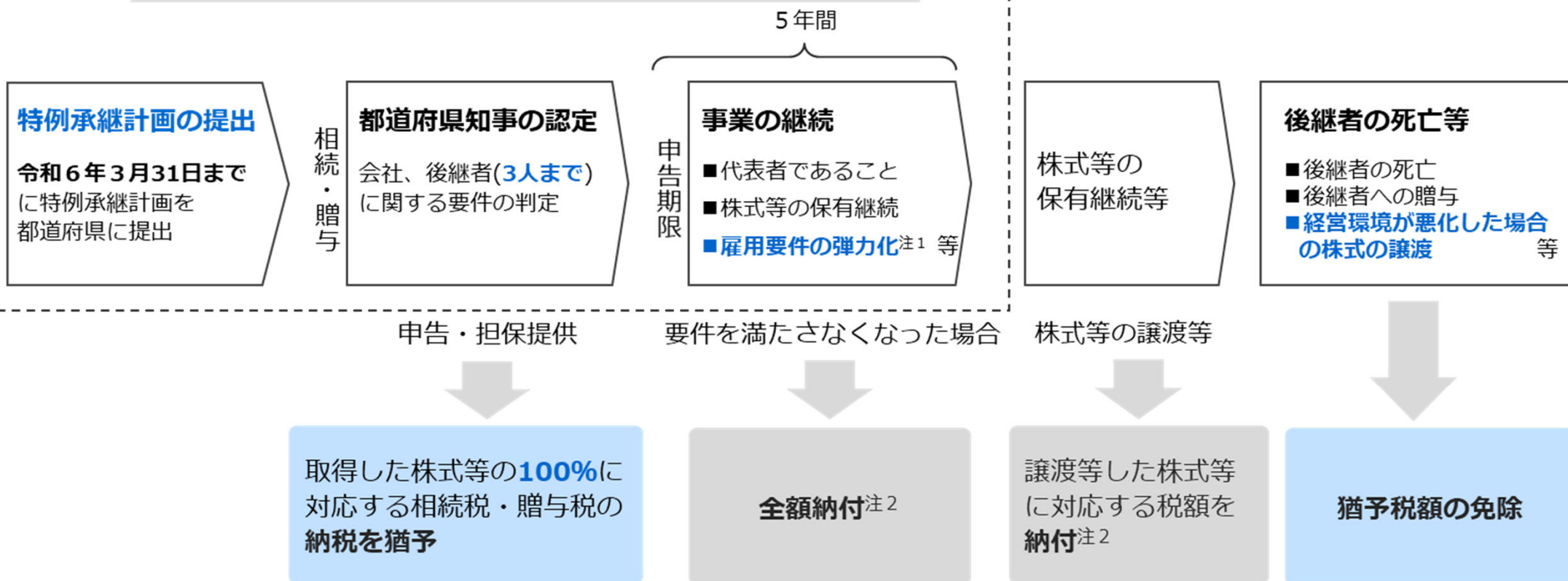
○ 中小企業の先代経営者から 後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の**納税が猶予**され、後継者の死亡等の場合には**免除**されます。

○ 平成30年1月からの**10年間の措置**として、従来の制度を**抜本拡充**した特例措置が講じられています。

- 猶予割合 80% ⇒ **100%**
- 対象株式 総株式の2/3まで ⇒ **全株式**
- **雇用確保要件の弾力化**
- **経営環境変化に対応した免除措置** など

※令和6年3月31日までに**特例承継計画の策定**が必要

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく関与



(注1) 5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて、認定支援機関の指導助言が必要。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合は年3.6%〔特例：0.4%※〕 ※利子税特例基準割合0.9%の場合。